

令和7年度豊後竹田駅駅前広場整備基本計画策定業務委託

仕 様 書

大分県竹田市

令和7年度豊後竹田駅駅前広場整備基本計画策定業務委託
仕様書

第1章 総則

第1条(適用範囲)

本仕様書は、竹田市(以下「甲」という。)が行う「令和7年度豊後竹田駅駅前広場整備基本計画策定業務委託」(以下「本業務」という。)に適用し、受託者(以下「乙」という。)が遵守、執行しなければならない事項を定めたものである。

第2条(業務の目的)

本業務は、豊後竹田駅前の再整備について過年度の成果を検証するとともに、今後設計を行う為の基本計画として取りまとめることを目的とする。過年度に実施している内容について、住民意向の把握を行いながらより詳細な検討を行い、今後の設計をスムーズに行うことができるように具体的な設計案として取りまとめる。

第3条(準拠すべき諸法令等)

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、次に挙げる諸法令に準拠して実施するものとする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)
- (3) 地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)
- (4) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- (5) 都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)
- (6) 都市再生特別措置法(平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号)
- (7) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- (8) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)
- (9) 第 2 次竹田市総合計画
- (10) 竹田市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (11) 竹田都市計画区域マスタープラン
- (12) 竹田市都市計画マスタープラン
- (13) 竹田市立地適正化計画
- (14) 竹田市地域公共交通計画
- (15) その他関係法令・通達等

第4条(乙の義務)

「乙」は、業務の履行にあたり、内容・目的を十分に理解したうえでこれを行うものとする。また、本仕様書には、本業務に必要な諸元及び資料のうち、主要な事項のみを示したものであり、これに記載していない事項であっても、必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第5条(機密の厳守)

「乙」は、本業務に関係する全ての事項について、「甲」の許可無く他に漏らしたり転用してはならない。また、情報セキュリティの観点から、契約締結する本店・本社、または委任先がある場合は委任先及び業務を実施する事務所等において ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の適合認証を受けていること。

第6条(協議打合せ)

打合せの実施にあたっては、業務を適正かつ円滑に遂行するために常に密接な連絡をとり、その協議事項をその都度記録するものとする。

第7条(提出書類)

「乙」は契約締結後、遅滞なく次の書類を提出し、「甲」の承認を受けるものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 着手届
- (3) 管理技術者及び照査技術者届
- (4) 技術者経歴書
- (5) 工程表
- (6) その他「甲」の指示するもの

第8条(技術者配置要件)

本業務の実施にあたり、管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任しなければならない。また、管理技術者は次の資格及び同種実績または類似実績を満たすものとする。

- (1) 保有資格
 - 1) 技術士(総合監理部門—建設部門、若しくは建設部門—都市及び地方計画)
- (2) 同種または類似実績
 - 1) 同種: 地方公共団体が発注する駅前整備計画策定業務
 - 2) 類似: 地方公共団体が発注する駅前整備設計業務

第9条(資料の貸与)

「乙」は本業務に必要な下記の資料は、「甲」が別途貸与するものとする。ただし、「乙」は貸与された資料を破損・紛失しないように注意し、業務完了後は速やかに返却するものとする。尚、万一、事故のあった場合には、「乙」の責任において現状に復さねばならない。

第10条(安全管理)

「乙」が現地調査を行う際は、現場作業担当者の安全確保はもとより、第三者への事故防止対策を徹底するため、安全管理計画を立案し、緊急時連絡体制表を「甲」へ事前に提出し了承を得るものとする。また、諸管轄への申請が必要な場合は原則「乙」にて申請を行うものとする。

第 11 条 (損害賠償)

「乙」は、本業務実施中に第三者により受けた、または与えた損害については、「乙」の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて「乙」が負担するものとする。また、その際には、発生原因、応急処理、経過、被害等を速やかに「甲」に報告するものとする。

第 12 条 (変更契約)

「乙」は、業務の遂行するにあたり、契約内容に変更が生じた場合は、「甲」「乙」協議のうえ契約変更の対象とする。

第 13 条 (疑義)

「乙」は、業務の実施にあたり不明な点又は疑義が生じた場合は、速やかに「甲」の指示を受けなければならない。なお、疑義に対する協議には日数を要する場合もあるので、打合せを早急に実施し、業務の遂行に支障がないように配慮するものとする。

第 2 章 業務内容

第 14 条 (業務概要)

業務件名： 令和7年度豊後竹田駅前広場整備基本計画策定業務委託

業務場所： 豊後竹田駅前

業務期間： 契約締結日の翌日から令和8年3月16日まで

第 15 条 (基本計画策定)

(1) 基本構想の検証

令和6年度に実施した「令和6年度豊後竹田駅周辺整備基本計画策定業務委託」において駅前広場に必要な機能・規模について検討している。それらを踏まえ、今後整備を進めるにあたり1案に絞込むため、検討してきた内容について検証する。

(2) 基本計画検討

基本計画の検討については下記の項目を基本とする。また、検討するにあたり学識者から助言を得ながら進めるものとする。なお、学識者については甲が指定する者とし、学識者への謝礼(6,000円/1時間)及び旅費(実費※但し上限130,000円/1回)は乙が負担するものとする。また、回数については2回を想定している。

1) ゾーニングの検討

基本構想の検証結果を踏まえ、現況の機能を考慮したうえでゾーニング検討を行う。

2) 導入施設の検討

駅前広場の整備と周辺交通及び周辺施設のあり方を検討し、必要となる導入施設の検討を行う。

3) アクセスや動線の検討

駅前広場の整備と周辺交通及び市街地へのアクセスを考慮したうえで、流出入の車両や人の動線の検討を行う。

4) 空間構成の検討

各施設を配置するにあたって、導入施設、アクセスや動線の検討を踏まえ、空間構成の検討を行う。

(3) 整備基本計画案の作成

基本計画の検討結果を踏まえ、今後整備を進めるために必要な事項について整理し、整備計画案を作成する。

(4) 概算事業費の算出

検討した結果を踏まえ、今後整備計画案にそって進める場合の概算事業費について算出する。

(5) イメージ図の作成

基本計画としてまとめられた結果について、イメージ図の作成を行う。

(6) 交通量調査

駅前広場を整備するために必要な計画対象範囲を含むエリアにおける、人や車、自転車の流れ及び駅利用者の実態把握を行う。

(7) 報告書作成

これまでの検討結果を踏まえ、検討の経過を報告書としてとりまとめる。

第 16 条(打合せ協議等)

(1) 打合せ

打合せ回数は、業務着手前、中間報告時(2回)、成果品納入時とする。また、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が立ち会うものとする。

(2) 関係機関協議

駅前広場の整備の検討にあたり、関係機関(4機関を想定)との協議のための資料作成及び協議結果の取りまとめを行う。回数は各機関1回を想定している。

(3) 検討委員会

駅前広場の整備の検討にあたり、庁内関係部局及び学識者等から構成される検討委員会の資料作成及び協議結果の取りまとめを行う。回数は2を想定している。

(4) 市民参画支援

駅前広場の整備の検討に必要な市民意向の把握及び周知を行う。

第3章 成果品

第 17 条(成果品)

本業務における成果品として、以下に示す図書等を納入するものとする。

・業務報告書

A4 版ドッチファイル

2 部

・電子データ	CDもしくはDVD	1式
・その他、甲が必要と認めるもの		1式

第18条(成果品の取扱い)

本業務によって得られる成果は、全て「甲」に帰属するものとし、「甲」の承認なく成果品又は成果品に含まれる情報を他に公表、提供、若しくは貸与してはならない。

第19条(検査)

「乙」は、期限内に成果品を提出し、検査官の検査を受けるものとする。また、成果品納入後であっても、明らかに「乙」の責任に帰する内容等の不備が発見された場合は、「乙」の責任でこれを手直しするものとする。